

自動車税制に関するアンケート調査結果

JAF（社団法人日本自動車連盟、田中節夫会長）はこのほど、自動車ユーザーが自動車税制についてどこまで知っているか、またどのように考えているかを把握するため、8月に「自動車税制に関するアンケート調査」を実施しました。その結果は以下のとおりです。

●ユーザーに分かりづらい自動車税体系

- ・ユーザーが支払っている、道路特定財源の種類や、暫定税率の適用状況、自動車税の用途などについて、「知らなかった」と回答した人は半数を超えており、自動車関連諸税が複雑で分かりづらい体系になっていることがうかがえます。

●ユーザーの8割が自動車税体系の簡素化に賛成

- ・自動車関係諸税は種類が多いのに加え、課税基準が異なるために複雑な仕組みとなっています。こうした自動車関係諸税の税体系は「取得」「保有」「走行」の各段階で一種類程度に簡素化されるべきとの考えに対しては、8割以上のユーザーが賛意を表しております。

●「二重課税」や「Tax on Tax」には納得していないユーザーが8割

- ・車の購入時には消費税に加え、似かよった趣旨の取得税がかけられる「二重課税」や、ガソリン本体価格にガソリン税が加算され、その合計に消費税がかけられるという「税に税が課せられる（Tax on Tax）」といった課税形態については8割以上のユーザーが納得しておらず、これらの是正を望んでいます。

●95%のユーザーが減税による負担軽減を望む

- ・道路特定財源が何にでも使える一般財源化とするのであれば、暫定税率の廃止や無駄遣い分を引き下げるなどして、自動車ユーザーの負担を現状より軽くすべきと考えているユーザーは実に95%にもものぼります。

『自動車税制に関するアンケート』調査結果

1. 調査概要

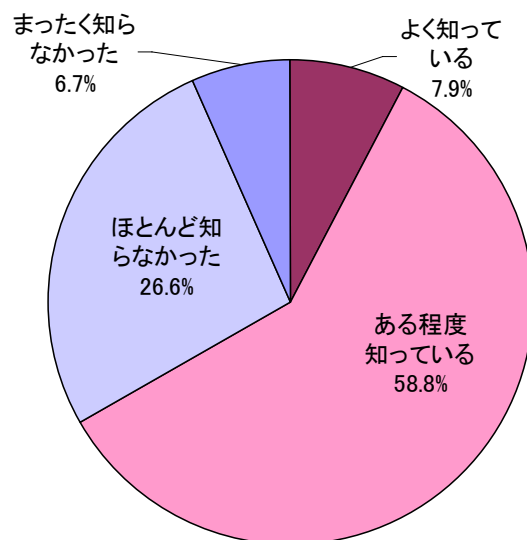
- ・ 調査対象：全国の18歳以上の自家用乗用車保有者
- ・ 調査方法：インターネット調査（JAFホームページにて実施）
- ・ 調査期間：平成20年8月12日（火）～8月31日（日）
- ・ 有効回答者数：5,959人

※円グラフの構成比を表示したグラフでは、各数値を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

2. 設問

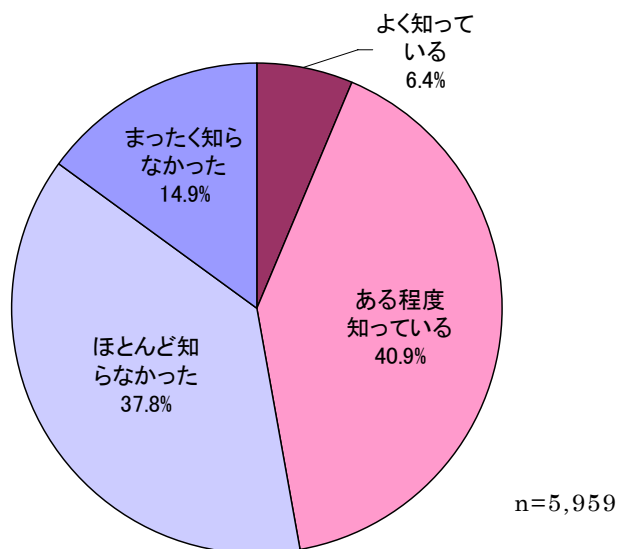
Q1：現在、自動車に課せられている税金は全部で9種類にも及ぶことをご存知でしたか？

	税の種類
取得(購入)段階	消費税
	自動車取得税
保有段階	自動車重量税
	自動車税
	軽自動車税
使用(走行)段階	揮発油税(ガソリン)
	地方道路税(ガソリン)
	軽油引取税(軽油)
	石油ガス税(石油ガス)
	消費税



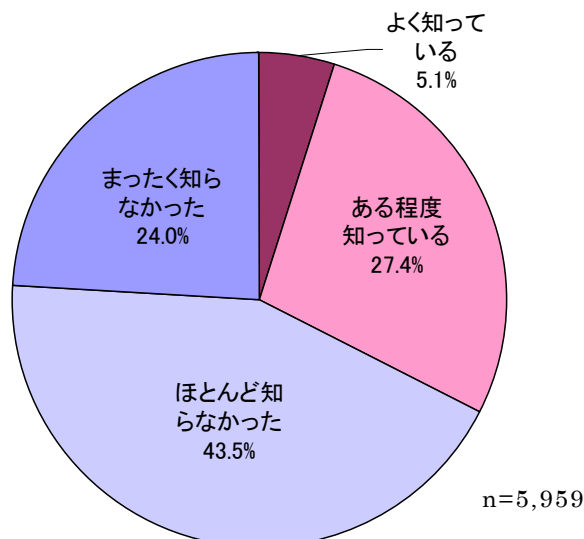
n=5,959

Q 2 : 今回、見直しがなされる道路特定財源はガソリン税（揮発油税＋地方道路税）の他に、取得税、重量税、軽油引取税、石油ガス税があるのをご存知でしたか？

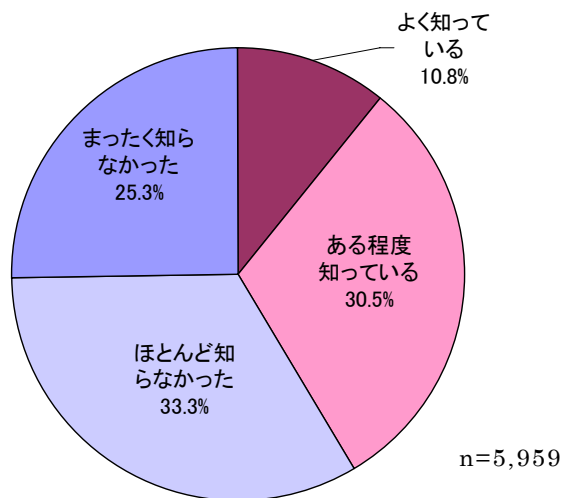


Q 3 : 道路特定財源において、緊急の道路整備が必要ということで、ガソリン税には本則の約 2 倍の暫定税率が課せられていますが、その他にも、取得税が 1.7 倍、重量税 2.5 倍、軽油引取税 2.1 倍の暫定税率が適用されていることをご存知でしたか？

税目	本則税率	現在の税率(暫定税率)	本則との比較
自動車取得税	3%	5% (営業用・軽自動車を除く)	1.7倍
自動車重量税	2,500円/0.5t (自家用登録車)	6,300円/0.5t (自家用登録車)	2.5倍
揮発油税	24.3円/ℓ(ガソリン)	48.6円/ℓ	2.0倍
地方道路税	4.4円/ℓ(ガソリン)	5.2円/ℓ	1.2倍
軽油引取税	15.0円/ℓ(軽油)	32.1円/ℓ	2.1倍
石油ガス税	17.5円(石油ガス)	17.5円 (適用なし)	—

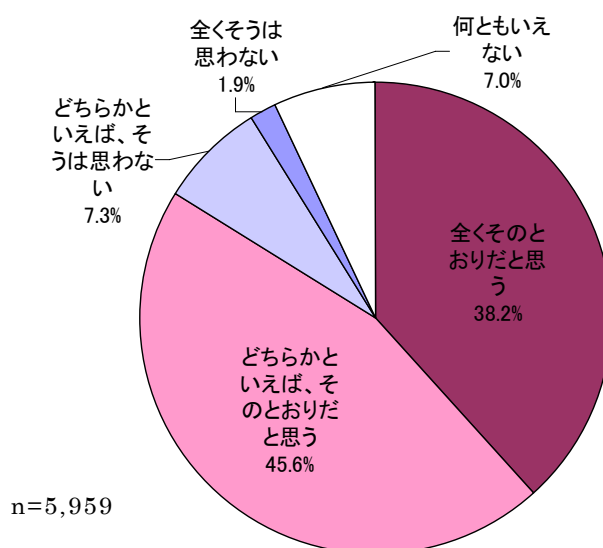


Q 4 : 自動車税 (1,800cc の場合 39,500 円) や軽自動車税は一般財源として徴収されていることをご存知でしたか？

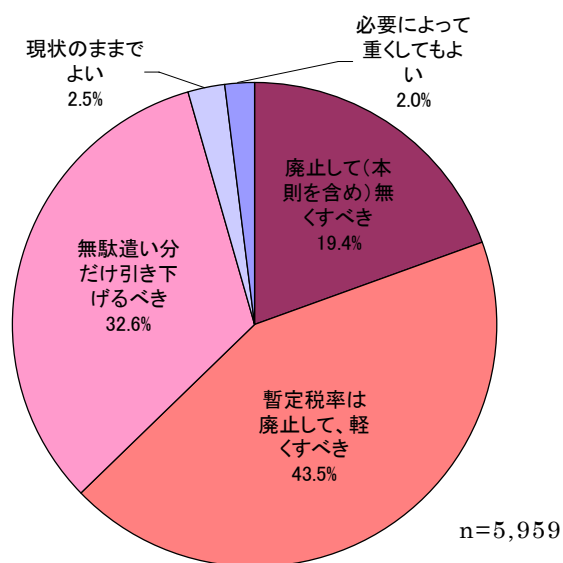


Q 5 : 税制抜本改革では一般財源化で税の目的がなくなる重量税の廃止など、種類が多く複雑な自動車税体系は簡素化されるべきとの考えがありますが、このことについてどう思いますか？

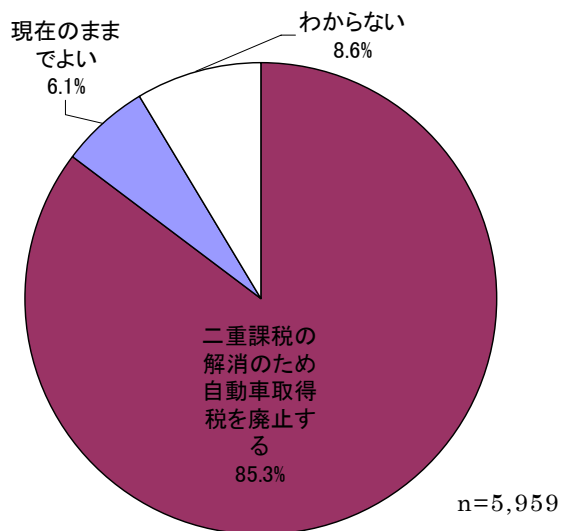
	現行の税体系		簡素化案
取得段階	消費税	⇒	消費税
	自動車取得税	⇒	〔廃止〕
保有段階	自動車税	⇒	自動車税・軽自動車税
	軽自動車税	⇒	
	自動車重量税	⇒	〔廃止〕
使用(走行)段階	揮発油税	⇒	燃料・走行税
	地方道路税		
	軽油引取税		
	石油ガス税		
	消費税	⇒	消費税



Q 6 : 税制抜本改革では、道路特定財源を何にでも使うことができる一般財源にすることとしています。その場合、自動車ユーザーの負担は何処までが妥当だと思いますか？



Q 7 : 自動車を購入の際には消費税と自動車取得税(暫定 5%)という似かよった主旨の税が2種類同時に課せられています。このことについてどう思いますか？



Q 8 : ガソリン税は暫定税率分も含めて税金自体に消費税が課税され、税に税が課せられるしくみとなっています。このことについてどう思いますか？

